教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を順次これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
［略］	［同上］
備考 一～四　［略］ 五　カリキュラム・マネジメントは、次に掲げる事項を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。 イ～ハ　［略］ 六～十五　［略］	備考 一～四　［略］ 五　カリキュラム・マネジメントは、次に掲げる事項を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。 イ～ハ　［同上］ 六～十五　［同上］
第五条　2～4　［略］ ［略］	**第五条**　2～4　［同上］ ［同上］

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
最低修得単位数					
［略］	［略］	［略］	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	［略］	［略］
［略］					

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
最低修得単位数					
［同上］	［同上］	［同上］	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	［同上］	［同上］
［同上］					